

議案第 27 号

市川市土地開発公社定款の一部変更について

市川市土地開発公社定款の一部を次のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 14 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 19 年 9 月 5 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市土地開発公社定款の一部を変更する定款

市川市土地開発公社定款（昭和 50 年 7 月 18 日施行）の一部を次のように変更する。

第 24 条第 2 号中「郵便貯金又は」を削る。

附 則

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

理 由

郵政民営化法等の制定により郵便貯金法が廃止されること等に伴い、業務上の余裕金の運用から郵便貯金を削る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。